

フレックスタイム制

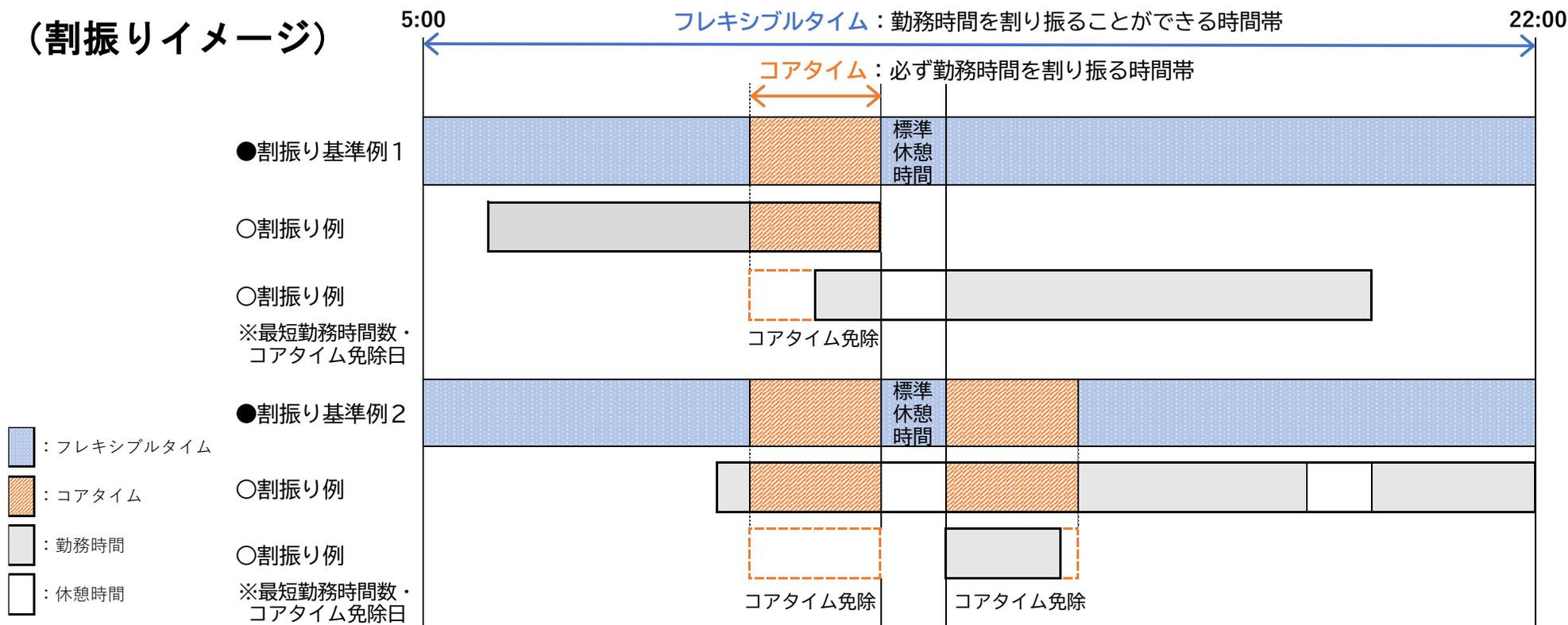
フレックスタイム制 … 公務の運営に支障がないと認める範囲で、始業及び終業の時刻について職員の**申告を考慮して、単位期間ごとの期間につき** 1週間当たり**38時間45分**となるように当該職員の勤務時間を割り振る制度

原則として**全ての職員**が対象

➤ 以下の職員は対象外

- ・ 交替制等勤務職員（勤務時間法第7条の規定により勤務時間を割り振られる職員）
- ・ 皇宮警察学校初任科、航空保安大学校又は気象大学校の学生

(割振りイメージ)



フレックスタイム制

職員の類型 基準等	法第6条第3項				法第6条第4項	育児休業法 第12条第1項	
	一般の職員	特定研究職員 任期付研究員 研究支援職員	特定専門スタッフ職員		矯正医官	育児・介護を行う職員 障害者である職員	育児短時間勤務職員
			公務能率向上に特に 資すると認める場合	左記以外の場合			
1日の 最短勤務時間数	2～4時間で 各省各庁の長が 定める時間(※1)	2時間 (※1)	2～4時間で 各省各庁の長が 定める時間(※1)	2時間 (※1)	2～4時間で 各省各庁の長が 定める時間(※2)	2時間 (※3)	
コアタイム	毎日 (※1☆の日を除く)	1日以上 (※1☆の日を除く)	毎日 (※1☆の日を除く)		毎日 (※2#の日を除く)	なし	
	2～4時間で各省各庁の長が定める時間			2時間	2～4時間で各省各庁 の長が定める時間		
	9～16時の間に設定						
フレキシブル タイム	5時～22時						
週休日	土日				土日+週1日も可	土日+週2日も可	
単位期間	4週間				1～4週間	4週間	

- ※1 休日等の勤務時間は1日7時間45分。各省各庁の長が週1日を限度として定める日(☆)は、休日等を除き、この時間数を下回ることが可能
 ※2 休日等の勤務時間は1日7時間45分。職員が週1日を限度として指定する日(#)は、休日等を除き、この時間数を下回ることが可能
 ※3 職員が週1日を限度として指定する日は、この時間数を下回ることが可能